

仕 様 書

1 業務名

アイヌ文化交流センター樹木伐採等業務

2 業務場所

札幌市アイヌ文化交流センター(以下「センター」という。)

札幌市南区小金湯 27 番地

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

『札幌市アイヌ文化交流センター屋外改修計画』(以下「計画」という。)の調査結果のとおり、センター構内の樹木の伐採及び伐採した樹木の処理を行うこと。

(1) 作業箇所

交流センター敷地内($12,817\text{m}^2$) 敷地平面図(別添 1)のとおり

(2) 作業方法

ア 樹木の伐採

伐採する樹木の本数及び場所については、樹木リスト(別添 2)、現在樹木位置図(別添 3)、伐採計画図(別添 4)のとおり。

以下の注意点に留意して伐採を行うこと。

(ア) 樹木に貼られている番号と樹木調査票の番号を照合しながら、伐採対象となっている樹木を特定すること。

(イ) 伐採対象となっている樹木には幹にピンクのテープが貼られているので、目印とすること。

(ウ) 樹木の伐採については可能な限り重機を用いて行い、地形等により重機を用いることができない場合はツリークライミング伐採を行うこと。

(エ) 樹木の伐採位置は、地際(地表面から 10cm 以内)で処理すること。

(オ) 切り口は水平とすること。

(カ) 樹木リストと現況が一致していない場合は、現況を優先すること。

イ 伐採した樹木の処理

伐採した樹木は、下記の種類に加工等を行い、センター敷地内の委託者が指定した場所まで運搬すること。

(ア) 枝、幹等の発生材の長さ・太さ等の規格

- ① 枝条・タンコロ：幹端材または枝条。土、葉は極力除くこと
- ② 根株：根株。土は極力除くこと
- ③ 長材 A：末口直径 6.0cm から 50cm 未満、材長 2.4 m の幹材
- ④ 長材 B：末口直径 50cm 以上、材長 2.0m の幹材

(イ) 運搬先指定場所

別添 4 を参照(このほか現況に応じて指定場所以外についても委託者との協議により対象とすることができる)

5 業務体制

- (1) 業務遂行を指揮監督するための業務責任者を定め、委託者に通知すること
- (2) 作業従事者は、専門業務に関連する習熟者で法令に基づき本業務の作業に必要な資格を保有しており、原則として 3 年以上の実務経験を有する者を配置すること。

6 作業及び安全確保に必要な資機材・人員等について

伐採作業に必要な除雪や作業スペース確保に必要な資機材や燃料、人員など一切の調達は受託者の負担において行うこと。なお、委託者の所有地に隣接する樹木や敷地の使用については委託者と協議して必要な手続き等を行うこと。

7 安全の確保

作業の実施にあたっては、必要な安全管理を行い、作業員の事故防止に十分注意するとともに、作業中に発生した事故等については、受託者が一切の責任を負うこと。

8 施設等の破損

作業の実施にあたって、舗装面、マンホールのボルト、展示物、施設及び工作物等を破損した場合、速やかに委託者に連絡し適切な処置(修復等)を行うものとする。

また、敷地のうちエントランスエリア以外には、アイヌ民族ゆかりの植物や樹木が植栽されている箇所(別添 5 参照)があるため、伐採(車両使用含む)や運搬作業により損傷しないよう委託者と十分に作業方法を確認すること。

9 提出書類

(1) 着手時提出

業務計画書(業務主任指定通知書・経歴書、業務日程表、業務管理体制表(会社組織系統)、作業員名簿(指名、年齢、経歴、本業務に必要な資格))

(2) 業務完了時提出

業務完了届、業務報告書(作業日時、作業場所、業務状況写真など)

10 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、業務完了後、委託者の履行検査に合格した後に一括での支払いとする。

11 環境への配慮について

本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントに準じ、以下の事項に注意を払うなど環境負荷の低減に努めること。

- (1) 極力低公害車の使用に努めること。
- (2) 急発進、急ブレーキの防止、アイドリングストップを徹底すること。
- (3) 業務において使用する紙類などは極力環境に配慮したものとすること。

12 諸法令の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、郊外対策基本法、道路交通法等の諸法令を遵守すること。

13 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とで協議しその処理を図ることとする。
- (2) 業務の履行に際し、業務に関する法律等関係法令を遵守し行うこと。
- (3) 業務を遂行するために必要な機具及び消耗品等は受託者の負担とする。

14 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課施設担当係 佐藤

TEL : 011-596-5961(札幌市南区小金湯 27 番地)

メール : ainushisaku@city.sapporo.jp